

東ソー南陽事業所第2発電所第6号発電設備建設計画 環境影響評価書に係る確定通知について

平成18年5月23日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

当省は、東ソー南陽事業所第2発電所第6号発電設備建設計画環境影響評価書(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、東ソー(株)に対し、本日、変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。

このため、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書(写)を環境大臣あて送付する一方、確定通知を受けた東ソー(株)は、同条第2項の規定に基づき山口県知事及び周南市長に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1ヶ月間)し、住民へ周知することとなる。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

環境影響評価方法書受理	平成15年 8月29日
住民等意見の概要受理	平成15年10月31日
知 事 意 見 受 理	平成16年 1月23日(山口県)
経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成16年 2月19日
環境影響評価準備書受理	平成17年 7月20日
住民等意見の概要受理	平成17年 9月16日
知 事 意 見 受 理	平成17年12月28日(山口県)
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成18年 4月17日
経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成18年 4月17日
環 境 影 響 評 価 書 受 理	平成18年 5月 9日

問合せ先:電力安全課 高取、金子
電話03 - 3501 - 1742(直通)
03 - 3501 - 1511(代表)
4921(内線)